

屋外広告物の手引

屋外広告物は、適正に表示されれば、街のにぎわいを演出したり、経済・文化活動などの社会生活に必要な情報を提供するなど、非常に有意義なものです。

一方で、無秩序、無制限に表示されれば、広告としての本来の役割を果たさなくなるばかりか、自然や街のもつ美しさを損なうこととなります。また、設置や管理を適切に行わなければ、倒壊や落下によって、思わぬ事故が発生する場合があります。

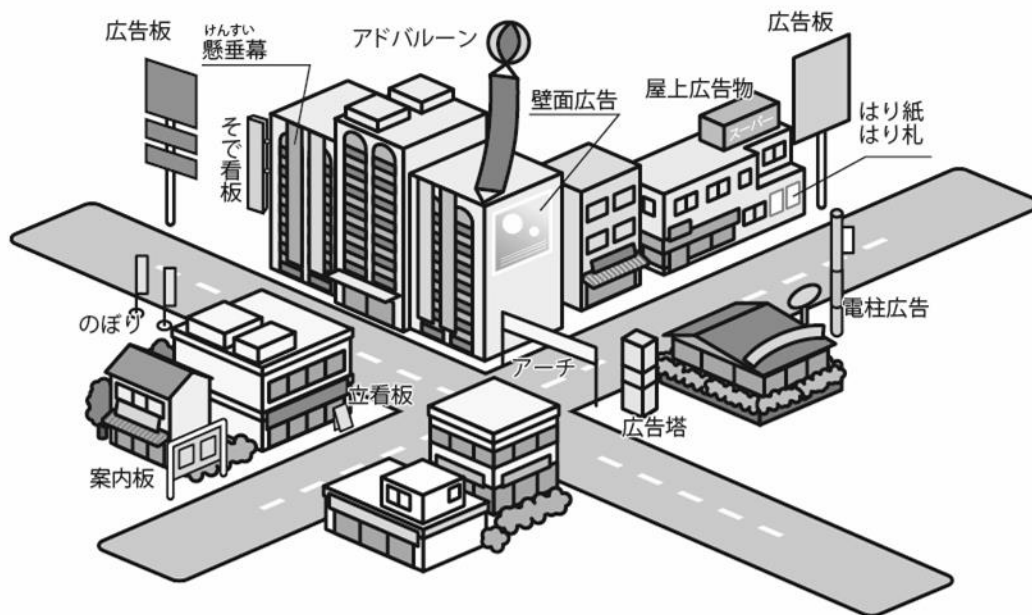
八戸市では、八戸市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示や設置に関する規制や許可を行っています。

この手引きは、八戸市内における屋外広告物の規制を、屋外広告物を設置する方・設置を検討している方や関係者の方々、市民のみなさんに広くご理解いただくため、八戸市屋外広告物条例・規則の内容を簡単にまとめたものです。

規制の対象となる屋外広告物は、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」です。

具体的には下の図に示すように、看板・立看板・懸垂幕・のぼりや壁面に表示されるもの（個人・法人の名称、商品名などの文字、商標やシンボルマークなどの記号、絵画や写真なども含まれます。）などがあり、その内容が営利・非営利に関わらず規制の対象となります。

なお、商店の内部に表示されていて外から見えるもの（ショーウィンドウなど）は屋内にあるため屋外広告物に該当しません。



八戸市

目次

1. 表示の禁止

1-1. 禁止広告物

..... 2ページ

どのような場合でも一切表示・設置することができない屋外広告物があります。

1-2. 禁止地域

..... 2ページ

屋外広告物の表示・設置を原則として禁止している地域があります。

1-3. 禁止物件

..... 4ページ

原則として屋外広告物を表示・設置できない物件があります。

2. 表示の制限

2-1. 許可制度

..... 5ページ

屋外広告物を表示・設置するときは原則として市の許可を受けなければなりません。

2-2. 意匠形態の規定

..... 7ページ

表示できる屋外広告物の面積や設置の方法などの基準を定めています。

3. 表示者等の義務

3-1. 管理義務

..... 9ページ

表示・設置した屋外広告物は、補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

3-2. 点検義務

..... 9ページ

許可を受けた屋外広告物は、一定の期間で有資格者による安全点検をしなければなりません。

3-3. 除却義務

..... 9ページ

表示の必要がなくなった屋外広告物は速やかに除却しなければなりません。

4. 屋外広告物設置の流れ

4-1. 設置計画

..... 10ページ

屋外広告物の設置を検討するときの留意点についてまとめています。

4-2. 申請の手続き

..... 12ページ

屋外広告物の申請をする際に用意する書類等についてまとめています。

1. 表示の禁止

1-1. 禁止広告物 【条例4条】

次のような屋外広告物は、周辺の景観を損なうだけでなく、歩行者や車を運転している方などへの安全性確保のため、市内全域、どのような場合でも一切表示・設置することができません。

これに違反して屋外広告物を表示・設置している場合、表示者や管理者に対し除却や修繕等の措置を講ずるよう命ずることができ（これを「措置命令」といいます。）、この措置命令に違反した場合は罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

- **著しく破損しているもの、老朽化しているもの**
- **倒壊や落下しているもの、また倒壊や落下のおそれのあるもの**
- **信号機や道路標識に似ているもの**
- **信号機や道路標識の機能を阻害している、またおそれのあるもの**
- **道路交通の安全を阻害している、またおそれのあるもの**

1-2. 禁止地域 【条例5条】

良好な景観の形成・保全の必要性が高い次の地域には、原則として屋外広告物を表示・設置することができません。

これに違反して屋外広告物を設置すると、措置命令のほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

ただし、社会生活を営むうえで最小限必要な一定の屋外広告物については、規制の緩和（規制の除外や条件付き除外）があります。 【詳しくは適用除外（6p）を参照】

- **第一種・第二種低層住居専用地域**
- **重要文化財、史跡名勝天然記念物、県重宝、市文化財の区域**
- **国立公園、県緑地保全地域**
- **高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間**
- **道路、鉄道等から展望できる地域で市長が指定する区域**
- **都市公園の区域**
- **官公署、学校、図書館等公共性の高い施設及びその敷地**

禁止地域一覧

(1) 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域（用途地域）【条例5条1号】

- ただし、建築基準法第48条第1項又は第2項のただし書きの規定より、市長の許可を受けた建築物のある敷地は除外。【告示2(1)】
- 用途地域の詳細は、市ホームページ「トップ」組織から探す＞都市政策課＞建築・都市計画＞八戸市都市計画図一覧表」又は、「八戸市公開地理情報システム (<http://map.city.hachinohe.aomori.jp/>)」を参照

(2) 重要文化財建造物の周囲50m以内の区域・史跡名勝天然記念物【条例5条2号、告示1(1)】

- 国重要文化財「清水寺観音堂」（是川字中居）
- 国重要文化財「櫛引八幡宮本殿・旧拝殿・末社神明宮・末社春日社本殿・南門」（八幡字八幡丁）
- 国重要有形民俗文化財「浜小屋」（鮫町字大作平）
- 国史跡「根城跡」（根城） ○国史跡「是川石器時代遺跡」（是川字中居）
- 国史跡「長七谷地貝塚」（市川町） ○国史跡「丹後平古墳群」（白山台）
- 国名勝「種差海岸」（鮫町） ○国天然記念物「燕島ウミネコ繁殖地」（鮫町）

(3) 県重宝建造物の周囲50m以内の区域・県史跡名勝天然記念物【条例5条3号、告示1(2)】

- 県重宝「八戸城角御殿表門」（内丸三丁目） ○県重宝「南宗寺山門」（長者一丁目）
- 県重宝「新羅神社本殿・拝殿」（長者一丁目） ○県重宝「旧八戸小学講堂」（八幡字八幡丁）
- 県重宝「大慈寺山門」（松館字古里） ○県重宝「対泉院山門」（新井田字寺ノ上）
- 県重宝「大慈寺（糠塚）本堂・山門・経蔵」（長者一丁目）
- 県史跡「八戸南部家墓所」（長者一丁目）

(4) 市文化財建造物【条例5条4号】

- 市文化財「小田八幡宮仁王門」（河原木字高館前） ○市文化財「旧八戸城東門」（根城字東構）

(5) 県緑地保全地域【条例5条5号】

- 龍興山（南郷島守字赤坂）

(6) 国立公園【条例5条7号】

- 三陸復興国立公園（鮫町・金浜）

(7) 高規格幹線道路・指定道路・鉄道等【条例5条8号】

- 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線 ○百石道路（一般国道45号）
- 八戸久慈自動車道（一般国道45号）
- 県道八戸階上線（鮫町字下松苗場14番地33から金浜字塩竈4番地1の区間）【告示1(3)】

(8) 道路及び鉄道の路肩・路盤から100m以内の区域

(商業地域を除く)【条例5条9号、告示1(4)】

- 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線 ○百石道路（一般国道45号）
- 県道八戸階上線（鮫町字下松苗場14番地33から金浜字塩竈4番地1の区間）
- 東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線

(9) 都市公園【条例5条10号】

- 詳細は市ホームページ「トップ」組織から探す＞公園緑地課＞公園＞公園マップ＞八戸市都市公園マップ」を参照

(10) 公共施設等【条例5条13号】

- 官公署 ○学校 ○図書館 ○公会堂 ○公民館 ○博物館 ○美術館 ○体育館

1-3. 禁止物件 【条例6条】

良好な景観の形成・保全や、歩行者や車を運転している方などへの安全性確保のため、次の物件には原則として屋外広告物を表示・設置することができません。

これに違反して屋外広告物を設置すると、措置命令のほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

ただし、社会生活を営むうえで最小限必要な一定の屋外広告物については、規制の緩和（規制の除外や条件付き除外）があります。 **【詳しくは適用除外（6p）を参照】**

禁止物件一覧

(1) 道路構造物 【条例6条1項1号】

○橋りょう ○トンネル ○横断歩道橋 ○高架橋 ○分離帯

(2) 道路附属物 【条例6条1項2号】

○道路上のさく（ガードレールなど） ○道路標識 ○街路樹 など

(3) 信号機及び附属施設 【条例6条1項3号】

(4) 消防施設 【条例6条5号】

○消火栓 ○火災報知機 ○防火水槽標識 ○火の見やぐら

(5) 郵便ポスト・電話ボックス 【条例6条1項6号】

(6) 送電塔・送受信塔・照明塔 【条例6条1項7号】

(7) 煙突・タンク類 【条例6条1項9号】

○煙突 ○ガスタンク ○水道タンク ○石油タンク

(8) 銅像・神仏像・記念碑に類するもの 【条例6条1項10号】

(9) 石垣・擁壁に類するもの 【条例6条11号】

(10) 史跡天然記念物に指定された樹木・岩・塚等 【条例6条1項12号】

○県史跡「一里塚」（十日市字天摩） ○県史跡「一里塚」（南郷頃巻沢字長久保）

○県史跡「一里塚」（南郷市野沢字新田、中野字大久保） ○県史跡「一里塚」（南郷大森字砂子崎・林崎後）

○県史跡「餓死萬霊等供養塔及び戒壇石」（新井田字寺ノ上）

○県天然記念物「カヤの木」（南郷島守字門前） ○市史跡「敷石供養塔」（長者一丁目）

○市天然記念物「杉の木」（豊崎町字上永福寺） ○市天然記念物「イチイの木」（南郷市野沢）

○市天然記念物「クリの木」（南郷市野沢） ○市天然記念物「モミの木」（南郷島守）

○市天然記念物「イチイの木」（南郷島守） ○市天然記念物「アカマツの木」（南郷大森）

(11) 景観重要建築物・景観重要樹木 【条例6条1項13号】

○八戸酒造株式会社 北蔵・西蔵・文庫蔵・煉瓦蔵・主屋・煉瓦塀（湊町字本町）

(12) 道路の路面 【条例6条2項】

※ただし、地下埋設物の管理上必要なもので、埋設標、鋳鉄製蓋に類するものを除く。

(13) 電柱・街灯柱に類するもの 【条例6条3項】

※ただし、はり紙・はり札等・広告旗・立看板に限る。

2. 表示の制限

2-1. 許可制度 【条例8条】

禁止広告物・禁止地域・禁止物件に該当しない屋外広告物については、原則として市の許可を受けてから設置しなければなりません。

設置期間は屋外広告物の種類に応じ1月～3年以内としており、許可期間以降も継続して屋外広告物を表示する場合は更新の手続きが必要となります。

これに違反して屋外広告物を設置すると、措置命令のほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

ただし、社会生活を営むうえで最小限必要な一定の屋外広告物については、規制の緩和（規制の除外や条件付き除外）があります。 【詳しくは適用除外（6p）を参照】

屋外広告物の種類ごとの許可期間

- | | | |
|-------------|-------|-----------------------------|
| (1) はり紙 | | 1月以内 |
| (2) はり札等 | | [木製のもの] 6月以内 [木製以外のもの] 1年以内 |
| (3) 立看板等 | | 4月以内 |
| (4) 下げ看板 | | [木製のもの] 1年以内 [木製以外のもの] 3年以内 |
| (5) 電柱広告 | | [木製のもの] 1年以内 [木製以外のもの] 3年以内 |
| (6) 幕・広告旗 | | 1月以内 |
| (7) アドバルーン | | 1月以内 |
| (8) アーチ | | [木製のもの] 1年以内 [木製以外のもの] 3年以内 |
| (9) 広告板・広告塔 | | [木製のもの] 1年以内 [木製以外のもの] 3年以内 |
| (10) そで看板 | | [木製のもの] 1年以内 [木製以外のもの] 3年以内 |
| (11) 屋上広告物 | | [木製のもの] 1年以内 [木製以外のもの] 3年以内 |

適用除外

【条例9条】

経済活動や社会生活上最小限必要と認められる屋外広告物については、禁止地域・禁止物件・許可制度の制限の全部または一部が除外されるものがあります。

ただし、禁止広告物・管理義務・除却義務などの規定は適用されます。

禁止地域・禁止物件であっても許可なく表示できるもの

- (1) 法令の規定により表示しなければならないもの【条例9条1項1号】
- (2) 国・地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの【条例9条1項2号】
- (3) 公職選挙法による選挙運動のために表示するもの【条例9条1項3号】

禁止地域であっても許可なく表示できるもの

(禁止物件への表示は不可)

- (1) 自家用広告物のうち1事業所あたり15㎡以内まで
(禁止地域では7㎡以内)【条例9条2項1号】
 - 自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名もしくは商標、または自己の事業や営業の内容を表示するために、事業所や作業所のある敷地に表示する広告物。
- (2) 管理用広告物のうち2㎡以下のもの【条例9条2項2号】
 - 管理用広告物とは、自己の管理する土地等に管理上必要な表示をする広告物。
- (3) 冠婚葬祭・祭礼・地域行事のために一時的に表示するもの【条例9条2項3号】
- (4) 催物や集会のために、会場のある敷地に一時的に表示するもの【条例9条2項4号】
- (5) 人・動物・車両・船舶・航空機に表示するもの【条例9条2項5号】
- (6) 掲示板に表示するはり紙など【条例9条2項6号】
 - 掲示板は公共のもの又は市の許可を受けて設置しているものに限る。

許可なく表示できるもの

(禁止地域・禁止物件への表示は不可)

- (1) 政治資金規正法の届出をした政治団体が政治活動のために表示する広告物【条例9条4項】
 - はり紙、はり札等、広告旗、立看板などに類する広告物に限る。
 - 表示面積0.5㎡以下、広告物間の間隔2m以上、高さ3m以下、表示期間30日以内等の基準があります。

禁止地域・禁止物件であっても許可を受けて表示できるもの

- (1) 禁止物件への自家用広告物で10㎡以下のもの【条例9条3項1号】
 - 送電塔・送受信塔・照明塔・煙突・タンク類に限る。
- (2) 禁止物件への管理用広告物で2㎡以下のもの【条例9条3項2号】
- (3) 禁止地域の自家用広告物で1事業所あたり7㎡を超えるもの【条例9条5項】
 - 7㎡以内の自家用広告物は許可を受けなくても設置することができます。
 - 広告物の種類ごとの基準は、許可地域と異なります。
- (4) 道標（案内看板）、案内図板、公共掲示板など公共目的を有するもので2㎡以下のもの【条例9条6項】
 - 照明装置を用いる場合は、点滅・明滅・回転等をしないこと。
 - 案内看板については必要最小限の事項を表示し、個数は特に必要が認められる場合を除き4個までとすること。
 - その他、禁止地域の自家用広告物の基準に準じること。

2-2. 意匠形態の基準 【条例 15 条】

屋外広告物の設置許可を受けるには、広告物の種類ごとに次の許可基準を満たさなくてはなりません。

はり紙・はり札等

- 表示面積：1 m²以下
- はり紙等相互間の距離：1 m以上離す

立看板等

- 表示面積：合計4 m²以下
- 広告物の高さ：3 m以下
- 倒壊しないように固定するものであること。

下げ看板

- 表示面積：合計4 m²以下
- 広告物の下端の高さ：歩道上から2.5m以上、車道上から4.7m以上

電柱等塗装広告、電柱等巻付広告

- 広告物の下端からの高さ：地上から1.2m以上
- 表示面の長さ：1.5m以下

電柱等そで看板

- 広告物の出幅：0.5m以下
- 広告物の長さ：1.2m以下
- 広告物の下端の高さ：歩道上から2.5m以上、車道上から4.7m以上

幕、広告旗

- 広告物の幅：1.5m以下であること。
- 道路を横断する広告物の下端の高さ：路面から4.7m以上

アドバルーン

- 広告物の幅：1.5m以下
- 広告物の長さ：15m以下
- 気球の高さ：係留場所から50m以下

アーチ

- 表示面積：合計30 m²以下
- 広告物の下端の高さ：歩道上から2.5m以上、車道上から4.7m以上

広告板・広告塔

- 表示面積：1基あたり合計30㎡以下

【禁止地域に設置する自家用広告物の基準】

- 表示面積：1基あたり合計20㎡以下
- 広告物の高さ：10m以下

壁面を利用する広告板

- 同一壁面における表示面積の合計

30㎡以下 且つ 同一壁面の1/2以下

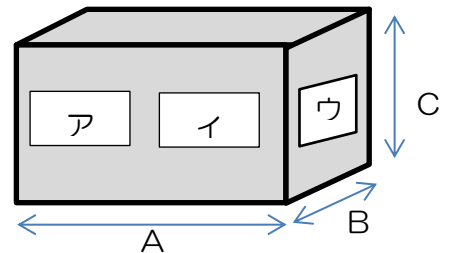
【禁止地域に設置する自家用広告物の基準】

- 同一壁面における表示面積の合計

20㎡以下 且つ 同一壁面の1/3以下

- 広告物の高さ：10m以下

(同一壁面における表示面積の合計の考え方)



- $ア+イ \leq A \times C \times 1/2$ (1/3) 且つ 30㎡

- $ウ \leq B \times C \times 1/2$ (1/3) 且つ 30㎡

そで看板

- 表示面積：1基あたり合計30㎡以下
- 壁面からの出幅：2m以下

- 広告物の下端の高さ：歩道上から2.5m以上、車道上から4.7m以上

【禁止地域に設置する自家用広告物の基準】

- 表示面積：20㎡以下
- 壁面からの出幅：2m以下

- 広告物の下端の高さ：歩道上2.5m以上、車道上4.7m以上

屋上広告物

(1)設置する箇所の高さが10m以下

- 表示面積の合計：300㎡以下
- 広告物の高さ：設置箇所から10m以下

(2)設置する箇所の高さが10m超20m以下

- 表示面積の合計：500㎡以下
- 広告物の高さ：設置箇所から15m以下

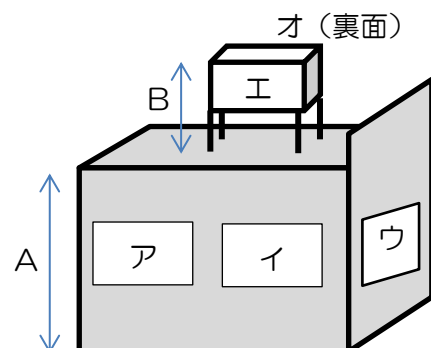
(3)設置する箇所の高さが20m超

- 広告物の高さ：設置箇所から20m以下
- ※表示面積の合計の基準はない

(4)禁止地域の自家用広告物

- 表示面積の合計：50㎡以下
- 広告物の高さ：設置箇所から3m以下

(各種数値の考え方)



- 設置する箇所の高さ = A

- 広告物の高さ = B

- 表示面積の合計 = ア + イ + ウ + エ + オ

3. 表示者等の義務

3-1. 管理義務 【条例 20 条】

屋外広告物を表示する者は、屋外広告物を良好な状態に保つように、補修などの必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

これに違反して屋外広告物を表示・設置している場合、表示者や管理者に対し除却や修繕等の措置を講ずるよう命ずることができ、この措置命令に違反した場合は罰則（50 万円以下の罰金）の対象となります。

また、屋外広告物の許可を受ける場合は、管理者を決めて市に届け出る必要があります。

なお、看板の安全管理の基準等については、屋外広告物適正化推進委員会が作成している「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」等を参考にしてください。

※ガイドブックは国土交通省HPで公表しています。

- ・『国交省 屋外広告物適正化の推進』で検索
- ・[URL]http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html

3-2. 点検義務 【条例 20 条の 2】

許可を受けて設置をしている屋外広告物を継続して表示する場合は、更新申請提出日前の 3 月以内に有資格者による安全点検を実施し、申請書に「屋外広告物等安全点検報告書」と点検箇所のカラー写真を添付しなければなりません。ただし、簡易な広告物等は点検の対象外となります。

これに違反して屋外広告物を表示・設置している場合、表示者や管理者に対し措置命令をすることができ、この措置命令に違反した場合は罰則（50 万円以下の罰金）の対象となります。

1. 有資格者(屋外広告物の点検ができる者)

- 屋外広告士 ○屋外広告物講習会修了者 ○建築士（1 級・2 級・木造）
- 広告美術科の職業訓練指導員・職業訓練修了者、広告美術仕上げ技能士
- （一社）日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習会の修了者

2. 簡易な広告物(点検の対象外となるもの)

- はり紙 ○はり札等 ○立看板等 ○幕・広告旗 ○アドバルーン
- 建築物等の壁面に塗料等で直接塗布されたもの
- 建築物等の壁面にプラスチックフィルムで貼付られたもの

3-3. 除却義務 【条例 21 条】

屋外広告物の設置が不要となった時や、許可を受けて設置した屋外広告物の許可期間が満了した時は、5 日以内に屋外広告物を除却しなければなりません。

これに違反して屋外広告物を設置すると、措置命令のほか、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。

また、許可を受けて設置をした屋外広告物については、除却後に「屋外広告物等除却届」を届出なければなりません。

4. 屋外広告物設置の流れ

4-1. 設置計画

屋外広告物の設置を検討するときには、次のことに留意してください。

□ 屋外広告物条例の規制・基準を満たしているか

● 禁止地域に該当していないか。

- ・ 該当する場合、適用除外対象の屋外広告物（自家用広告物・管理用広告物・案内看板など）かを確認。

● 禁止物件に該当していないか。

● 許可基準を満たしているか。

- ・ 禁止地域の自家用広告物の場合は基準が異なる。
- ・ 表示面積の算定には既存の広告物（他者が設置したものを含む）も計上する。

□ 景観計画の基準に適合するか

「八戸市景観計画」では、屋外広告物について次の設置基準を定めています。

共通事項	・ 景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、周辺の良い景観との調和に配慮すること。
位置、形状、規模及び意匠	・ 主要な視点場からの眺望を妨げたり、背景との調和を乱すことのないよう位置、形状、規模及び意匠に配慮すること。 ・ 幹線道路交差点付近の複数の広告物にあっては、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮すること。
色彩	・ 基調色（外観の中心となる大きさを占める色）について、周辺の良い景観に配慮した色彩を用いるよう努めること。 ・ 安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しないこと。
素材	・ 周辺の良い景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮すること。 ・ 耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう努めること。
照明	・ 照明機器は必要最小限とするよう努めること。 ・ 照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等を十分に留意し、周辺の良い景観との調和を乱さないようにすること。

青森県では「青森県広告景観ガイドライン」を策定しており、魅力的で良好な広告景観づくりに取り組むための具体方策を示しています。

※ガイドラインは青森県HPで公表しています。

- ・ 『青森県広告景観ガイドライン』で検索
- ・ [URL] <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/koukouku-keikan-guideline.html>

□ 地権者の承諾を得られているか

他人の土地や建物等を借りて屋外広告物を設置する場合は、あらかじめ土地や建物の所有者から承諾を得る必要があります。

屋外広告物の許可を受ける際には、申請時に承諾書(又は賃貸契約書)の写しを添付してください。

□ 設置者を決めているか

屋外広告物の設置工事を業者に依頼するときは、八戸市に屋外広告業の登録(特例屋外広告業の届出)がある営業所に依頼してください。

※八戸市内で屋外広告業を営もうとする場合は、八戸市に屋外広告業の登録又は特例屋外広告業の届出が必要で

□ 管理者を決めているか

屋外広告物は良好な状態を保持するため、あらかじめ管理・点検・補修などを行う管理者を決めておくことが望ましいです。

屋外広告物の許可を受ける際には、屋外広告物設置後に管理者を市に届け出なければなりません。

八戸市では管理者の資格要件は定めておりませんが、適切な維持管理が大変重要ですので、屋外広告業登録業者など専門知識を有する方・屋外広告物を定期的に管理点検できる方に管理をお願いすることをお勧めします。

□ その他法令の制限内容を確認しているか

屋外広告物を設置する際、屋外広告物条例、景観計画の他にも、法令の制限をうける場合があります。

● 建築基準法の規制をうける屋外広告物に該当するか

- ・ 高さが4 mを超える屋外広告物は建築基準法の規定が適用され、工事着手前に建築確認申請の提出等が必要となります。
- ・ 防火地域内で屋上に設置するものや高さが3 mを超える屋外広告物は、防火措置を施さなければなりません。

建築基準法に関するお問い合わせは 八戸市 都市整備部 建築指導課まで
(TEL:0178-43-9438[直通])

● 地区計画の区域内に該当するか

- ・ 地区計画の区域内で高さが3 mを超える又は表示面積が1 m²を超える屋外広告物は、工事着手の30日前までに地区計画の届出が必要となります。

(八戸市内の地区計画：9地区)

- | | | |
|---|----------------|----------|
| ①沼館地区 | ②八戸ハイテクパーク地区 | ③八戸新都市地区 |
| ④卸センター地区 | ⑤田向地区 | ⑥八戸駅西地区 |
| ⑦尻内島田地区 | ⑧下田屋前上沢巻目線沿線地区 | ⑨沼館第二地区 |
| ●詳細は市ホームページ「トップ>組織から探す>都市政策課>建築・都市計画>地区計画」を参照 | | |

※地区整備計画に定めのない場合は道路境界線から1 m以上後退して設置することを標準とします。

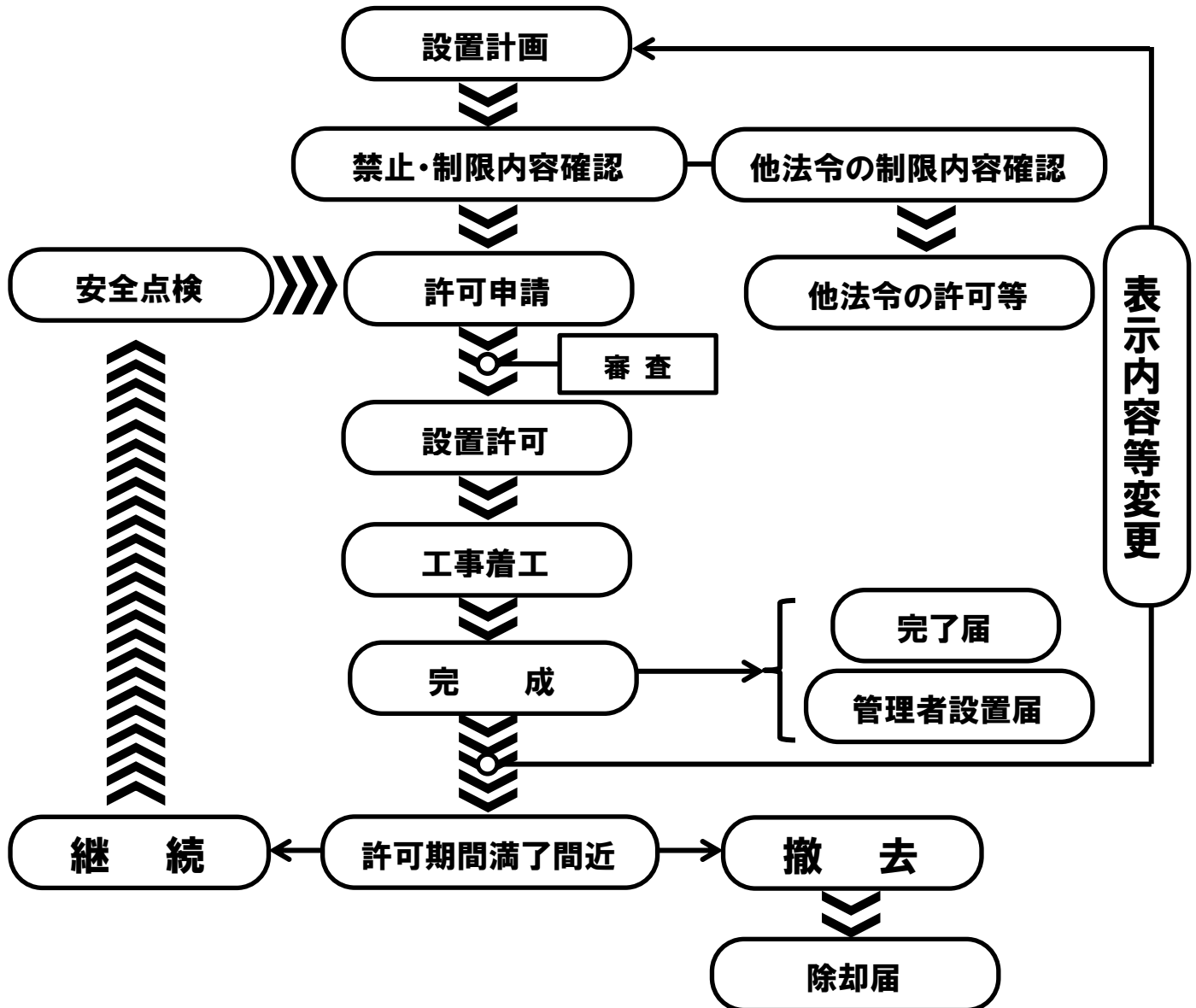
※色彩については、基調色は彩度8以下、準基調色は彩度10以下を標準とします。

地区計画に関するお問い合わせは 八戸市 都市整備部 都市政策課まで
(TEL:0178-43-9420[直通])

4-2. 申請の手続き

屋外広告物の許可が必要なものは次の手順で許可申請を行い、許可を受けて設置します。

- 申請に必要な各種規定様式は、市ホームページ「トップ>事業者向け>建築・都市政策>景観・屋外広告物>屋外広告物関係様式（市条例）」を参照



1. 新規申請の手続き(提出書類)

- 屋外広告物等許可申請書【規定様式】
- 屋外広告物の表示（設置）場所を示す図面【任意様式】
※位置図の他、同一敷地内に複数の屋外広告物を設置する場合は配置図も添付してください。
- 屋外広告物の仕様書及び図面【任意様式】
※形状、寸法、材料、意匠（色彩など）、構造、設置の方法等施工に関する図面。
- 所有者又は管理者等の承諾書等【任意様式】
※賃貸契約があるものは契約書の写し、賃貸契約等がない場合は承諾書の写し（任意様式）
- 他法令による許可や確認を必要とする場合は、それを証明する書面の写し
※都市計画道路予定地（都市計画法）や史跡名勝等（文化財保護法）に設置する場合などはそれぞれ許可証の写しが必要となります。

2. 更新申請の手続き(提出書類)

- 屋外広告物等許可申請書【規定様式】
- 設置の状況と表示内容がわかるカラー写真【任意様式】
※申請前の3月以内に撮影したものを添付してください。
- 屋外広告物等安全点検報告書【規定様式】
※申請前の3月以内に実施したものを添付してください。
※点検内容は安全点検をした者(有資格者)に記入してもらいます。(記入された点検内容を確認後に確認日と表示者の氏名等を記入してください。
※はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗、アドバルーン、壁面に直接描かれたものやラミネートフィルムで貼付したものは不要です。
- 安全点検をした箇所のわかるカラー写真【任意様式】
※安全点検後に補修を行ったときは添付してください。
- 補修後のカラー写真【任意様式】
※安全点検の結果に基づき補修を行ったときは、添付してください。

3. 変更申請の手続き(提出書類)

- 屋外広告物等許可申請書【規定様式】
 - 屋外広告物の表示(設置)場所を示す図面【任意様式】
※配置等の変更がない場合は不要です。
 - 屋外広告物の仕様書及び図面【任意様式】
 - 他法令による許可や確認を必要とする場合は、それを証明する書面の写し
※変更により新たに許可や確認が必要となった場合には提出してください。
- ・ 意匠に変更を伴わない程度の塗り替え、補強、修繕など軽微な変更は、申請手続きは不要です。

4. 審査・設置許可

申請受理後、書類等の審査を行い、審査完了後に納付書を発行いたします。(納付書は申請時に即日発行しません。)

手数料納付を確認後、許可通知書を発行いたします。

※通常納付の確認まで5日程(市内金融機関の場合)かかりますので、お急ぎの方はFAXやメールで領収証の写しを送信ください。

●許可通知の際に発行される書類等

- 屋外広告許可通知書(電子公印)
- 屋外広告物等許可済証(シール)

・屋外広告物の設置が完了した際に、屋外広告物に貼付してください。

●返信用封筒について(新規、更新、変更申請)

手数料納付書と許可通知書を郵送するため、返信用封筒2通を添付してください。

- 納付書送付用(長形3号封筒、切手付、返信先の住所宛名を記載したもの)
- 許可通知書等送付用(角形2号、切手付、返信先の住所宛名を記載したもの)
※郵送料が不足する場合は、不足分受取人払いにて送付します。
※窓口申請、郵送申請にかかわらず添付してください。

5. 設置が完了した際の手続き(提出書類)

- 屋外広告物等表示等完了届出書【規定様式】
※はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗、アドバルーンは提出不要です。
- 設置の状況と表示内容がわかるカラー写真【任意様式】
※はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗、アドバルーンは提出不要です。
- 屋外広告物等管理者設置届出書【規定様式】
※申請時に既に管理者を定めており申請書に記載している場合は不要です。

6. 除却後の手続き(提出書類)

- 屋外広告物等除却届出書【規定様式】
- 除却した状況のわかるカラー写真【任意様式】

7. その他の手続き

- 屋外広告物の表示者や設置者、管理所の住所、氏名又は名称が変わったとき
 - 屋外広告物等表示者等氏名等変更届出書【規定様式】
- 屋外広告物の表示者や設置者、管理者が変わったとき
 - 屋外広告物等表示者等変更届出書【規定様式】
- 火災、風雨、盗難等により屋外広告物が滅失したとき
 - 屋外広告物等滅失届出書【規定様式】

8. 屋外広告物許可手数料

種 別	許可申請審査手数料	
	単 位	金 額
はり紙	50 枚までごと	300 円
はり札等	1 枚につき	100 円
立看板等	1 基につき	200 円
下げ看板	1 基につき	200 円
電柱類広告	1 基につき	400 円
幕・広告旗	1 枚につき	500 円
アドバルーン	1 基につき	2,700 円
アーチ	1 基につき	3,000 円
広告板 広告塔 そで看板 屋上広告物	表示面積が 1 m ² 以下	1 基につき 400 円
	表示面積が 1 m ² 超え 3 m ² 以下	1 基につき 800 円
	表示面積が 3 m ² 超え 6 m ² 以下	1 基につき 1,200 円
	表示面積が 6 m ² 超え 10 m ² 以下	1 基につき 1,600 円
	表示面積が 10 m ² 超え	1 基につき 1,600 円に 1 m ² 増すごとに 200 円を加算した額

※表示面積とはすべての表示面の面積を合計（他者分を除く）したもの。

※照明装置（内照灯・外照灯とも）を有するものは、この表により算定した額に 1.5 を乗じて得た額。

※変更又は改造の許可申請に係る表示面積は、変更後又は改造後の表示面積

屋外広告物に関する問合せ先

**八戸市 都市整備部 都市政策課
都市計画グループ**

〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1(市庁別館6階)

【TEL】 0178-43-9420(直通) 【FAX】 0178-41-2302

【E-mail】 toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

【H P】『八戸市 屋外広告物』で検索